

議 案 参 考 資 料

[令和 2 年第 1 回定例会(3 月)]

[担当課(室)係]

市 民 課 戸 籍 係

議案名

議案第 13 号 桐生市印鑑条例の一部を改正する条例案

趣旨・目的

印鑑登録証明事務処理要領の一部改正に伴い、成年被後見人のうち、意思能力を有すると認められる者については印鑑登録が可能となるよう、所要の改正を行おうとするものです。

概 要

これまで成年被後見人については、意思能力を有しないとして、印鑑登録が制限されていましたが、成年被後見人が法定代理人と同行して印鑑登録申請をした場合で、意思能力を有すると認められる者については、印鑑登録ができるようにするものです。

(施行期日：令和 2 年 4 月 1 日)

背景・経過

「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律」が令和元年 6 月 14 日に公布されました。

法改正の趣旨に基づき、総務省は成年被後見人であることを理由として一律に印鑑登録制度から排除されることは適当でないという考え方で、印鑑登録事務処理要領の一部を改正し、令和元年 12 月 14 日に実施しました。

このことによって、成年被後見人のうち、意思能力を有すると認められる者については印鑑登録が可能となります。